



平成 29 年 4 月 7 日

各 位

会社名 三光合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 健宗
(JASDAQ・コード 7888)
問合せ先 取締役上級執行役員 芹川 明
(TEL. 0763-52-7105)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社株式は、平成 29 年 4 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

(3) 変更予定日（効力発生日）

平成 29 年 6 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 29 年 6 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附則 <u>第7条 (単元株式数) の変更は、平成29年6月1日に効力が発生するものとし、本附則は、同日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成29年6月1日

以上